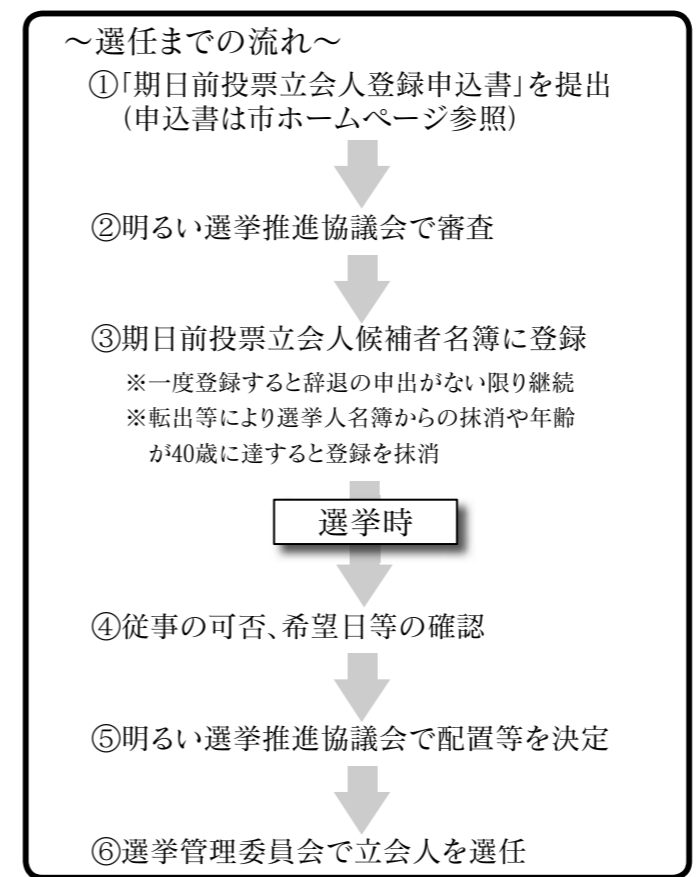
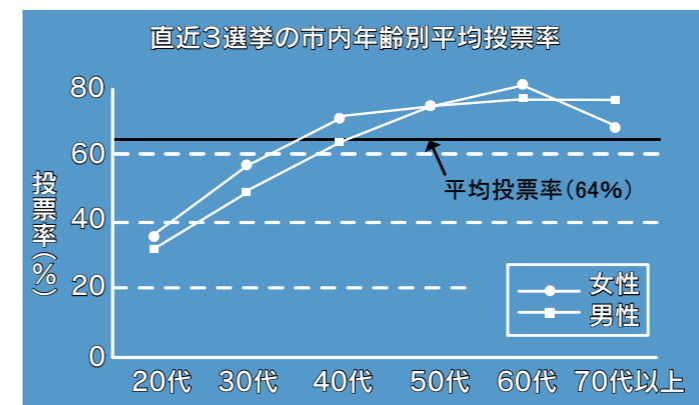




若い有権者を対象とした 期日前投票立会人登録募集

若い世代に政治や選挙に関心を持ってもらい、選挙をもっと身近なものに感じてもらうため、若い有権者を対象に投票立会人を募集します。

- 投票立会人 …投票所に2人配置され、投票事務の公平を確保するために投票事務に立ち会う重要な役割を果たす人です。主な業務として、投票所の開閉や投票用紙の交付など投票手続き全般に立ち会います。また、代理投票補助者選任等について投票管理者から意見を求められたときに投票管理者に意見を述べます。
- 期日前投票 …選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、投票日に投票を行えない人が期日前であっても同じ方法で投票を行うことができる制度です。 ※ただし、宣誓書の記入が必要です。



- 応募資格
 - ①市内に在住で、投票日現在に市選挙人名簿に登録されている40歳未満の人
 - ②特定の候補者の選挙運動や政治活動を行っていない人
 - 申込方法

「期日前投票立会人登録申込書」に必要事項を記入の上、明るい選挙推進協議会に提出
 - 立会期間

選挙期日の告(公)示日の翌日から投票日の前日までの希望する日
※選挙、期日前投票所によって期間が異なります
 - 報酬

日額9,500円
※規定の源泉所得税を控除。交通費無支給
※昼食、夕食は選挙管理委員会で用意します
- 調明るい選挙推進協議会 ☎43-5004

介護保険制度について

調長寿福祉課 ☎44・3005

1 福祉用具貸与

- 対象品目 ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト (つり具の部分を除く) ⑨介助用ベルト ⑩自動排泄処理装置 ⑪手すり ⑫スロープ ⑬歩行器 ⑭歩行補助つえ
- ※①～⑨は要介護2～5、⑩は要介護4、5の人が対象となります

2 社会福祉法人等の利用者負担軽減

介護保険制度では1割負担が原則ですが、下表の事業所を利用する市町村民税の非課税世帯の人で次の条件全てを満たす人は負担額が軽減されます。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ②預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ③世帯が居住用家屋や日常生活に必要な資産以外に

利用できる資産を持たない負担能力のある親族に扶養されていない

⑤介護保険料を滞納していない

軽減額 利用者負担額の25%。老齢福祉年金受給者は50%

軽減を受けられる事業所

緑風館	みどりの家
どんぐりの里	幼老複合型ういず
翁寿園	太陽の家
伊加利デザイナーサービスセンター	
平成ホームヘルパーステーション	
社会福祉協議会訪問介護事業所	
すいせんホーム	
小規模多機能施設風らん	

3 福祉用具購入費支給

- ▽条件 要支援・要介護認定
▽限度額 年間10万円
▽利用方法
- ①指定販売店で必要な福祉用具を購入
 - ②申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出
- ③審査後、購入費の9割を支給
対象品目 ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分 ⑥便座の底上げ部材 ⑦自動排泄処理装置の交換可能部分

4 介護施設入所時の費用軽減

老人福祉施設や老人保健施設、療養型施設などの介護保険施設に入所してサービスをj受ける場合、次の対象者は居住費(滞在費)と食費に限度額が設定されます。

対象者と負担限度額は表1、2のとおりです。

表1. 軽減措置が受けられる対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で本人と世帯全員が市町村民税非課税の人
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で「本人の合計所得+課税年金収入」が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人

表2. 負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)				
		多床室(相部屋)	従来型個室(特養)	従来型個室(老健、療養)	ユニット型(準個室)	
基準費用額	1,380円	320円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	320円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	320円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

▲施設によって、利用者負担額が基準費用額と異なることがあります

5 住宅改修の補助

- ▽条件 要支援・要介護認定で居宅で生活する人
▽限度額 20万円
▽利用方法
- ①ケアマネジャーに相談。改修の理由書や見積書などを添えて市へ事前申請
 - ②工事を実施。費用は、一旦全額自己負担
 - ③領収書と工事費の内訳がわかる書類(改修前後の写真等)を市へ提出
 - ④審査後、上限額内で改修費の9割額を支給
- 対象工事 ①手すりの取り付け ②段差解消 ③洋式便器等への便器の取替え ④引き戸などへの取替え ⑤滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更など

②と④の申請方法

総合窓口センター備付の申請書に必要事項を記入して各総合窓口センター・連絡所・出張所又は長寿福祉課へ提出。現在、制度を利用中の人は更新案内の通知を6月下旬に送付します。